

6 嘉市第 2213 号
令和 6 年 10 月 25 日

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長 小田 真穂 様

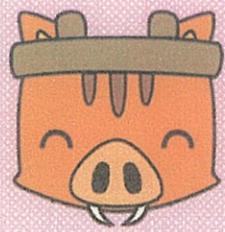
嘉麻市長 赤間 幸弘

マイナ保険証利用に関する周知について

晩秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は国民健康保険制度につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、嘉麻市では、令和 6 年 12 月 2 日以降、国民健康保険被保険者証（以下、保険証）が交付されなくなることに伴い、別紙のとおりポスターを作成いたしました。
今回の保険証廃止につきましては、全戸配布の嘉麻市広報 12 月号にてお知らせすることとしておりますが、周知徹底を図るため、別紙ポスターを掲示していただきたくお願い申し上げます。
なにとぞ、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
嘉麻市役所 市民課 国保年金係
Tel 0948-42-7426 (直通)

嘉麻市国民健康保険に加入されているみなさまへ



マイナ保険証の利用促進に ご協力をお願いいたします



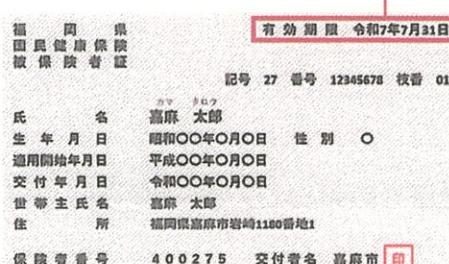
令和6年12月2日より、健康保険証の新規交付は終了します。

それに伴い、現在国民健康保険証をご利用中のみなさまに、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)への順次移行をお願いしております。

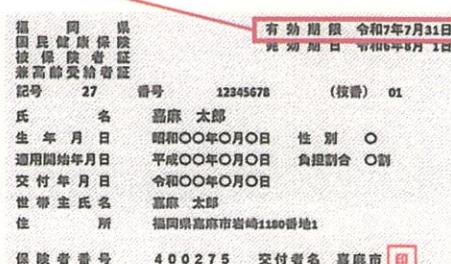
マイナンバーカードを持っていない、
またはマイナ保険証の登録がまだお済みでない方

今お持ちの令和6年12月1日までに交付された保険証は有効期限までそのまま利用することができます。また、令和6年12月2日以降は、健康保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」を交付します。この「資格確認書」で引き続き医療を受けられます。

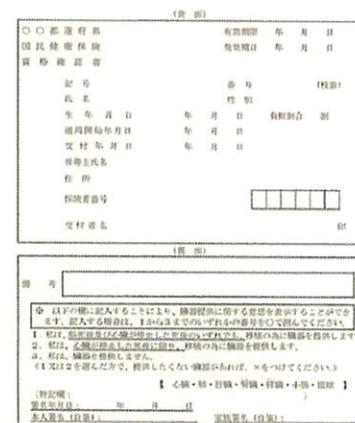
有効期限は赤枠内をご確認ください！



▲69歳までの方



▲70歳以上の方



▲資格確認書(みほん)

資格確認書があれば医療は受けられますが…

マイナ保険証はもっと便利です！



1 診療データを活かせる！医療費節約！



ご自身の同意があれば、ご自身の診療履歴や、お薬情報を医師と共有できるので、よりよい医療が受けられます！また、マイナ保険証で受診すると医療費が20円お安くなります！



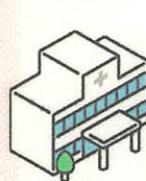
3 確定申告がラクラク！



マイナポータルからe-Taxに連携して、医療費通知情報を共有すれば、確定申告時の医療費控除入力があっという間に完結します！



2 高額療養費制度をスムーズに！



マイナ保険証があれば「限度額適用認定証」の事前申請・提示の必要なくスムーズに高額療養費制度を受けられます！

⚠️ 区分：オ、低IIの方で過去12か月の入院が90日を超える場合は限度額適用認定証が必要です。



4 転職等しても保険証がずっと使える！



転職等で保険者の変更手続きをしたり、引っ越しをしても、マイナ保険証はそのまま使用可能です！国民健康保険や後期高齢者医療保険の定期的な更新も不要です！

スマホ(マイナポータル)、マイナ対応医療機関・薬局窓口、市役所窓口等で利用申し込み可能！

マイナ保険証をぜひご利用ください！

問/国民健康保険に関すること 市民課 国保年金係 ☎42-7426

マイナンバーカードに関すること 市民課 市民係 ☎42-7424